

第25期第1回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年8月7日(月曜日) 13:30～15:40

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第5番	小野義尚	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第12番	飯尾博光
第7番	神野伸二	第13番	高橋秀実
第8番	神野明仁	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第12番	曾我部英敏
第2番	近藤孝志	第4番	永易博隆

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清
専門員	和田昌志		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

- 1 農業委員会業務について（農地関係）
- 2 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
- 3 農魚委員会業務について（農政関係）

◇

13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

久しぶりの雨でございます。この迷走台風のおかげで、今朝方から雨が降り始めています。皆様方、私も含めて雨を待っていたのではと思います。もう少し、被害が出ない程度に雨が降ってほしいと願うところでございます。

それでは、ただいまから第1回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事につきましては、御案内しておりましたとおり、まず議題1として「農業委員会業務について」を議題といたします。

7月20日から、第25期農業委員会としてスタートし、今回が最初の総会でございます。農業委員並びに推進委員としての業務内容、農地に関する法律関係等、委員として業務を遂行するにあたり、理解しておかなければならないことが多々あります。そこで、農業委員会業務等に関する研修ということで開催させていただき、業務の概要及び農地関係の御説明をさせていただいたのち、農地関係の議案審議をいただきたいと思っております。その後、農政関係の御説明をさせていただく予定となっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において塩見敏夫委員と村上壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしく御願いいたします。

それでは、議題1「農業委員会業務について」を事務局より説明願います。

【原事務局長】

＜農業委員会業務概要説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。

それでは、次の項目の説明をお願いします。

【井上主任】

<農地法第3条、第4条、第5条説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

それでは、次の項目の説明をお願いします。

【藤田次長】

<農業経営基盤強化促進法（利用権）、農地法第18条説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

まだ聞き慣れない言葉もあると思いますが、毎月の総会やその他の地域の業務の中で、慣れていってもらえればと思います。

事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はございませんか。

<加藤委員挙手>

【藤田会長】

はい。加藤委員。

【加藤委員】

農地法の9ページの上段の部分の農委の着眼点という項目に、機械が十分に確保されている、労働力、技術が十分にあるかとあるが、一旦許可が下りても、何年後かに労働力不足等で近隣に迷惑をかけている状態の場合は、取り消しは農業委員会の方でできるのですか。

【井上主任】

一応、取り消しの要件は決まっていますが、こちらについては申請当時の予定で許可ができるものになりますので、実際やっていないからといって許可の取り消しまでできるのかと言われると、違反転用をしていたら許可取り消しはできますが、単に耕作していないだけになると、予定では耕作するとしていたが予定が変わってしまっただけです。

と、なかなか許可の取り消しまでは難しいのが現実であります。

【加藤委員】

実際、労働力不足等で草だらけになって近隣に迷惑している場合は、どのような対応になるのですか。

【井上主任】

当時の許可については、取り消しはできないのですが、一度、3条で取得したのに耕作していないという実績が残れば、次の3条はもう通らないということが原則になりますので、それから規模を拡大というのはできません。そもそも許可をしたものについて、取り消しというのは現実的には難しいかと思います。

【小野（義）委員】

今、苦情が出ているということに関しては、どういった処置をするのですか。

【井上主任】

そういった苦情に対しては、農地の適正な処理がされていないということで、適正な処理をしてくださいという文書を送ったりしています。

【藤田会長】

他に質問はございませんか。

初めて聞く言葉もあるとは思いますが、資料等読んでいただいて、これからの活動の中で活用していただきたいと思います。

以上で、業務の概要及び農地関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議題2「農地関係の議案の審議」に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田6筆、4, 475㎡、畑4筆、3, 455㎡でございます。

2ページをお開きください。

64番から68番までの5件でございます。内訳といたしましては、新規設定が5件、期間は4年8ヶ月間が3件、5年2ヶ月間が1件、9年8ヶ月間が1件、利用権の種類は、使用貸借権が5件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、64番から68番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は6件です。

4ページをお開きください。

17番、東田一丁目、畑1筆、面積191㎡、譲受人は市内在住2-1さん。

譲受人は申請地の隣接地を所有、耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため相続人不存在となっていた申請地を取得する目的で申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

18番、中萩町、畑1筆、面積355㎡、譲受人は市内在住2-2のさん。

譲受人は申請地の隣接地を所有、耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため申請地を

取得する目的で申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

5 ページを御覧ください。

19番、角野新田町三丁目、畑8筆、合計面積4048.84㎡、譲受人は農地所有適格法人である2-3さん。

譲受人はこれまで代表個人として耕作をしており、今回、農地所有適格法人の要件を満たした法人を設立し、法人として新たに事業を開始、申請地を取得する目的で申請が提出されたものです。

なお、当該案件については申請書提出後の審査の段階において、申請地の一部に進入路がないことが判明し、申請者に対応を求めたところ、隣地を通行する承諾もとれなかったとのことで、当初、譲受人側から取り下げの希望がありました。しかしながら当会までに取り下げの手続きが間に合わなかったことから、譲受人より「取り下げがかなわないのであれば不許可処分で構わないのでそのまま上程してほしい」との希望があったため、不許可相当として上程するものです。

20番、光明寺一丁目、畑1筆、合計面積394㎡、譲受人は市内在住2-4さん。

譲受人はこれまでも光明寺地域で耕作を行っており、今回、経営規模拡大を図るため、土地収用事業の代替地である自宅建設予定地に隣接した申請地を取得する目的で申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

6 ページをお開きください。

21番、阿島四丁目、田1筆、面積1,527㎡、譲受人は市内在住2-5さん。

譲受人はこれまで主に阿島地域で耕作を行っていた譲受人の父の耕作の手伝いをしており、今回、自身で新たに営農を開始するため、申請地を取得する目的で申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しております。

22番、萩生字本郷、畑1筆、面積479㎡、譲受人は市内在住2-6さん。

譲受人は農業に関心があり、今回、新規に営農を開始する目的で農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

以上、17番から22番までの案件については、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙3の調査書に記載のとおり、17番及び18番と20番から22番までについては、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当、19番については進入路がないことから、全部効率利用要件に抵触し、地域との調和要件にも抵触する恐れがあることから不許可相当と考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、17番及び20番は田坂健次委員、18番は伊藤繁次郎委員、19番は小野春雄委員、21番は寺尾俊行委員、22番は飯尾博光委員から、それぞれ報告をお願いします。

まず田坂委員、お願いいたします。

【田坂委員】

それでは、まず17番について報告いたします。

7月26日に現地調査と聞き取り調査を実施し、許可要件を満たしていることを確認しました。地域の農業関係行事に積極的に参加しており、地域との調和も特に問題なく支障がないことを報告いたします。

20番については、7月24日に現地調査と聞き取り調査を実施いたしました。記載のとおり、許可要件を満たしていることを確認しました。地域の農業関係行事に積極的に参加しており、地域との調和も特に問題なく支障がないことを報告いたします。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、伊藤繁次郎委員、お願いいたします。

【伊藤委員】

18番について報告いたします。

7月20日に現地調査を行いました。譲渡人が長年、強い除草剤を撒いていた関係で、譲受人曰く作物ができるかどうか懸念しているとのことですが、現在はトラクターで耕起されており、いつでも作付けできる状態になっております。譲受人に関しては、現在も4反程の農地で野菜を作っており、耕作意欲も十分あります。地域との調和も特に問題ないと思います。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、小野委員、お願いいたします。

【小野（春）委員】

19番に関して、報告させていただきます。

今回、7月27日に申請地の状況を確認しました。8ヵ所申請地がありますが、中には通行できないぐらい草が生い茂っているところや、トラクター等が進入できない農地が一部ありました。

申請を許可すると地域とトラブルになりかねない場所もありますので、不許可が相当だと判断いたしました。

よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、寺尾委員、お願ひいたします。

【寺尾委員】

それでは、報告いたします。

申請地はもともと譲受人の叔母の土地でありましたが、耕作ができないので買ってほしいとのことで、今回の契約になったとのことです。

譲受人は少し離れたところに住んでおりますが、勤務は農地の周辺でしているので、常時管理できると思います。

進入路は、父親所有の農地が隣にあるので、そこから出入りができ、一緒に耕作していくと思われまふ。

家族で耕作意欲が非常にありますので、仕事をしながらでもなんとかやっけていけるのではと思います。

地域との調和要件も問題ありません。許可しても問題ないと思われまふ。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、飯尾委員さん、お願ひいたします。

【飯尾委員】

7月24日に現地調査をしました。私が見たときは、ちょうど農地の半分程草刈りしているところでした。

譲受人は農業の経験はありませんが、農業に対して非常に関心があり、譲渡人も農地を任せてもいいと言われておりました。

一部の方から、何年か前に雑草の苦情もあったとのことですが、今回の申請で解決されると思われまふ。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、17番から22番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませぬか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、17番及び18番、20番から22番までを許可、19番を不許可として決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」は、17番及び18番、20番から22番までを許可、19番を不許可として決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

8ページをお開きください。

10番、東田一丁目、畑1筆、申請人は3-1さん。

内容は貸し露天資材置場、一体利用地として宅地74.92㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、10番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

9ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は11件です。

10ページをお開きください。

106番、北内町二丁目、畑1筆、譲受人は4-1さん。

内容は賃貸共同住宅2棟250.83㎡、一体利用地として宅地95.98㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

107番及び108番は同一事業者による一体の計画のため一括して説明させていただきます。

松神子三丁目、田合計4筆、譲受人は4-2さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は107番が所有権移転、108番が地上権で期間は21年です。

11ページを御覧ください。

109番、角野新田町一丁目、畑1筆、譲受人は4-3さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として、農地転用許可済の田684㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

110番、政枝町一丁目、畑2筆、譲受人は4-4さん。

内容は建売住宅3戸149.05㎡、一体利用地として宅地292.35㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

111番、田の上二丁目、田2筆、譲受人は4-5さん。

内容は自己住宅1戸116.76㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

112番、坂井町三丁目、田11筆、畑1筆、譲受人は4-6さん。

内容は建売住宅28戸1888.36㎡、一体利用地として宅地402.80㎡、雑種地42.06㎡及び買受済の学校用地98㎡があり、農地区分はその他の農地である

第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

113番、垣生四丁目、畑1筆、譲受人は4-7さん。

内容は住宅用地、一体利用地として宅地125.38㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

114番、萩生字本郷、田1筆、譲受人は4-8さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

115番、船木字元船木、田3筆、譲受人は4-9さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

116番、宇高町五丁目、畑1筆、譲受人は4-10さん。

内容は自己住宅1戸52.99㎡、農地区分は農業振興地域整備計画にて定める農用地からの除外手続きがされており、第2種農地、権利区分は所有権移転です。

なお、本事案は違反転用事案ですので、5月26日に藤田会長、寺尾委員、当時地元委員であった岡田元委員及び事務局で申請人立会のもと現地調査を行っております。お手元に別紙2として申請者から提出された始末書及び現況写真をお配りしておりますので、こちらもお目通し願います。

違反転用の内容といたしましては、農地転用申請前に事前着工し、コンクリート擁壁及び前面水路に架橋が設置されたものです。なお、当該案件については農地転用基準の立地基準及び一般基準としては問題がなく、現状の違反転用による周辺農地への影響も特段ないものと思われまます。

以上、106番から116番までのいずれの案件につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

なお、116番については通常の審議に併せて、現状の違反転用の追認の可否についても、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明のうち、116番については違反転用の追認を伴う申請であることから、現地調査の結果並びに補足説明について、寺尾委員から報告をお願いいたします。

寺尾委員、お願いします。

【寺尾委員】

事務局から報告されましたように、立会を要請され現場に同行いたしました。

現場の状況ですが、私道がなく水路があり、その奥に幅10m、長さ60m程の農地がありました。東側は宅地で、西側の隣地との境界の畔が古くなったから、コンクリートを打ち換えたという話でしたが、そのコンクリート擁壁の高さが一般までの高さではありませんでした。手前の水路には、幅4m程のコンクリートの架橋が設置されていました。申請者にいつ頃設置しましたかと聞くと、1、2年前には設置していたとのことでした。始末書にもあるように、申請者は何も知らなかったとのことでした。私としては、真偽のほどはわかりませんので、現状、コンクリートを打ってはいませんが、まだ埋め立てはしておらず耕作はできる状態だと思います。ただ、いつでも工事できる状態で放置されていたということを報告いたします。

何度も言うようになりますが、擁壁の高さは高いと思いました。かえって、耕作の邪魔になる構造物だと見受けられました。

どちらにせよ、真偽のほどはわかりませんので、これは私の一任というより結論は事務局の方へ一任したいと思います。

宅地であれば、奥の北側にも擁壁を建てるとは思いますが、それはまだしていませんでしたので、耕作すると言えばできたかとも思ったりいたします。

法律的な指摘は、具体的にはわかりませんので、とりあえず現状を報告いたしました。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、106番から116番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(渡邊委員挙手)

はい。渡邊委員。

【渡邊委員】

107番、108番の譲受人は別の太陽光業者の住所でもあるのですが、何か関係はあるのですか。

【井上主任】

関連会社ということは、お聞きしております。ただ、具体的にどういった関係があるかまでは把握していません。同じ行政書士から申請が出てきておりまして、関連して

いるということは聞いております。

【渡邊委員】

特に問題はないということですね。

【井上主任】

はい。こちらの農地法上の申請については、何ら問題ないものと思われま

【渡邊委員】

わかりました。

(近藤(美)委員挙手)

【近藤(美)委員】

116番ですが、始末書にある「最新の注意を払って」とありますが、「細心」ではないのでしょうか。

【井上主任】

おそらく誤字だと思われるので、修正するよう申請者にお伝えしておきます。

【藤田会長】

他に御意見ございませんか。

116番についてですが、議案書にもありますように違反転用案件であるということ

【近藤(美)委員】

改良区は架橋も承認しているのですか。

【藤田会長】

架橋は寺尾委員さんからもありましたように、2年程前から設置されていました。

そして非常に難しい点がありまして、吉岡泉土地改良区と垣生土地改良区のちょうど境目で、もともとは吉岡泉だったそうですが、平成10年から垣生土地改良区の範囲になっています。ですが今回の件は、令和4年4月に吉岡泉土地改良区の方で許可をしていました。現地を5月に確認して、架橋のこと等話していました。いろいろ調べていきますと、吉岡泉土地改良区の方で架橋の使用料も取っていたとのこと。分筆等につ

きましては、垣生土地改良区で受け付けました。農用地ですが、適用除外はしていただいても問題はありません。転用に伴う意見書としては、擁壁の高さが好ましくありませんでしたので、そういった意見書を添付して農業委員会に申請しているのではと思います。

改良区を間違えていたことがあったので、経緯が非常にややこしくなっています。

こういった中で、皆様方で話し合っ、最終的には農業委員さんで議決しなければなりません。

(加藤委員挙手)

【加藤委員】

西側の1 m程コンクリートを打っているのですが、隣接する農地は私が利用権を設定して耕作しております。

2年程前に畔をしたいと申し出がありまして、私は水田をしているので5月までに工事してほしいと伝え、現状のようになっています。

私の見解では、農地の所有者と譲受人が了解していれば、畔の高さや長さに制限があるわけではないので、問題ないのではと思っております。

もうひとつは、架橋の方は吉岡泉土地改良区が許可したとのことですよ。これは法務局の台帳でも吉岡泉から垣生に変わっているのですか。そんなことはすぐにできるのですか。

【藤田会長】

吉岡泉土地改良区が垣生土地改良区に文書を付けて送ってきただけなので、困っているということです。

【加藤委員】

吉岡泉土地改良区が架橋の許可はしているのですよね。

【藤田会長】

架橋について、垣生土地改良区に一言もありません。

吉岡泉土地改良区が許可をして、お金も取っております。

【加藤委員】

吉岡泉土地改良区が許可しているのに、なんで急に垣生土地改良区に変わるのですか。

【藤田会長】

それは、平成10年から垣生土地改良区になったという文書を送ってきたからです。私もそれは、不思議でなりません。

【加藤委員】

法務局で確認したらわかるのではないですか。

【藤田会長】

法務局では、わかりません。

【近藤（美）委員】

維持管理範囲で両方の境界を見たらわかるのではないですか。

【藤田会長】

そうなのですが、それを垣生土地改良区ですと言って持ってきているんです。

【加藤委員】

それだったら、吉岡泉土地改良区の土地を全部垣生に持っていったら、垣生土地改良区の土地になるのですか。

【近藤（美）委員】

たしかに、記載漏れしているところはあるかもしれません。

自分の地域でも、地区の境目で記載できていない部分はあります。

【井上主任】

当初は吉岡泉土地改良区から意見書の提出がありましたが、垣生改良区の管理区域であると判明したため、一旦、申請取り下げになりまして、本来であれば先々月に上程する予定でしたが、管理区域が違うとのことで、垣生改良区から取り直しということで、今回また再申請されて上程にいたったという経緯があります。

【加藤委員】

畔の方も、全部ではなく一部しかしていないのですが、これは違反転用になるのですか。

【井上主任】

県の方から、まず農用地を除外する際に指摘がありまして、事務局から農業用施設の範囲ではないのかという話はしたのですが、擁壁の高さが明らかに造成を前提とした高

さであるということと今回の計画地の範囲で明らかに止まっているということが、農地の保全の範囲ではなく、事前着工であるという指摘でした。国の方にも確認したのですが、そちらの方からもトラクターの取り回しができない高さなので、農地の保全の範囲ではない、過度なので違反転用だという判断が、県と国から出ています。ですので、今回違反転用の追認案件として上程させていただいた次第でございます。

【加藤委員】

隣は私が耕作しているのですが、その所有者と譲受人で話できていればいいのではないんですか。

【井上主任】

保全の範囲でしていただくのは構わないですが、今回の件は保全の範囲を明らかに超えているという判断になっていますので、こちらについては違反転用になってしまいます。

【加藤委員】

私も、5月までに工事してということを行っているので責任があるのですが。

【井上主任】

そこは、農地の保全の範囲でしたら工事しても全く問題はなかったもので、隣接者として工事しても構わないというのは問題ない範囲だと思います。

今回は、農地の保全の範囲ではなく、明らかに造成を前提とした高さ、範囲でやっけてしまっているということが問題になりますので、畔としてきちんと農地の保全の範囲でしていただいていたら、このような問題にはならなかったはずですが。建物を建てる前提で擁壁を建てていることが問題になっています。

【加藤委員】

2年程前から建っているのですが、今更もう一回壊してやり直せというのは、そこまでのことしないといけないのかなと思うのですが。

【井上主任】

違反転用の追認が完全に認められないかどうかという部分は、国の方から大まかな判断基準が定められておりまして、まず、通常どおり転用申請して通った案件かどうか、とあります。今回、建物を建てる申請が出てきていますので、転用基準についてはクリアされています。ですので、この問題については特段問題ないと思います。あと、やむを得ない事由にあたるかどうか、原状回復の必要性があるかどうかといったところを判

断していく形になります。ですので、始末書や今後の計画を見ていただいて、やむを得ない事由に該当するのか、原状回復を求めるのが妥当かどうかというのを意見として出していただけたらと思います。

【藤田会長】

原状回復は全部ではなくて、高さだけでもトラクターが回れるぐらいになればいいということですか。

【井上主任】

そうですね。擁壁の高さがトラクターが回れる高さまで下げれば、もちろん合法的な農業用施設の範囲になりますので、原状回復できているという判断ができると思います。

【加藤委員】

擁壁の高さを下げるということは、壊さないといけないということになるでしょう。

【藤田会長】

現地を見に行った際に、当事者が東側の擁壁と同じにしていますと言われていて、それはいけないだろうとは言ったのですが、最終的には総会で19名の農業委員さんで判断することですからということはお伝えしました。

【加藤委員】

これだけ年数も経って、家を建てる申請も何度もしたと聞いています。そこまでしないといけないのですか。

【井上主任】

まず第1段階として、原状回復を求めるかどうかという審査が必要です。原状回復をするのであれば、擁壁を下げるということで原状回復に該当すると思います。

まずは、原状回復をするかどうかが決まっていないので、この会で原状回復を求める必要性があるかどうかを出していただけたらと思います。

【藤田会長】

116番について、違反転用事案として原状回復を条件とするか、それともそのまま追認するかということについて、どちらを皆様方選ばれますか。

(村上委員挙手)

【村上委員】

これが、もしオッケーで通ったら、次のとき何か起きる可能性があるように思います。以前は通っているのに、なんで次は通らないのかということがありそうで、そのあたりが難しいと思います。

【藤田会長】

農地法の決まりがいろいろありますので、皆様方で判断していただきたいと思います。

ここまできているのだから追認しようとするのか、原状回復を少しでもして、今後こういった事案が発生しないようにとするのか2つの意見だと思います。

農業委員さんで、このまま追認相当とする方はいますか。

何も出ないということは、原状回復を条件とするということで構わないですか。

【近藤（美）委員】

間を取った、違約金とか罰金という制度はないのですか。

【井上主任】

そこは農地法上ないので、やむを得ないと認めるかどうかになります。

あと一点、先程村上委員さんが言われたように何でもありになってしまうのではという話があったのですが、先程申し上げたとおり、そもそもの農地転用許可事由に合致するのかという審査はもちろんありますので、おそらく単に出し忘れという案件はあると思いますが、明らかに不許可のものを先に着工して追認できるかと言われたら、先程のとおり許可基準に合致しているのかという第1の関門がありますので、そういったことはこちらで止めることができるのではと思われます。

【安藤委員】

農用地除外したのと、擁壁を建てたのはどちらが早いのですか。

【井上主任】

農用地除外申請前に着工されておりまして、農用地除外申請の際に、愛媛県から違反転用ではないかという指摘がありました。

【安藤委員】

そうすれば、違反して建物を建てるという目的でしているのです、原状復旧するしかないですね。

【井上主任】

農用地の違反転用の場合は、たしかに原状回復が前提にはなるのですが、農用地除外にも農転と同じような基準がありまして、除外ができるような基準が合致していて、やむを得ない事由であれば除外しても構わないという規定があるようです。

こちらからも農業委員の意見として、農用地であるため除外については疑義があると書いていたのですが、先程言ったような規定があるとのことで、そのまま除外がされて、第2種農地として今回申請が上がってきました。

【寺尾委員】

愛媛県からも、除外したときていたのですか。

【井上主任】

そうですね。愛媛県の方から農用地除外は完了したと、農林水産課でも公告は済んでおりまして、そちらの手続きの書類は申請書に添付されておりました。

【加藤委員】

本人が申請しているのですか。行政書士は通していないのですか。

【井上主任】

行政書士が間には入っています。

【加藤委員】

本人ではいろいろな手続きは知らないはずで、始めから意図してやっているとは思えません。架橋をするにしても、行政書士が何も言わずに本人が勝手にするのですか。

【井上主任】

そこは行政書士と本人との話になります。こちらとしては、明らかな農地法違反が現状起こっているという状態になるので、行政書士と本人との間のことは鑑みずに判断をした上で、そこで行政書士と本人との間で不利益が出るようでしたら、お二方で話し合いしていただくしかないと思います。

【加藤委員】

行政書士と本人との間で、ケアレスミスがあったとしか思えません。
故意でしたとは思えません。

【藤田会長】

行政書士は代理で業務していますから、法律に関して知っている、知らないはその人たちが指導していかなければならないと思います。

皆様いろいろ意見はあると思いますが、最終的にそのままで追認にするか、原状回復を条件とするか、どちらかになります。

このままで追認して、許可でいいと思われる方はいますか。

【寺尾委員】

ちょっと、待ってください。

19人で、今、みんなの前で意見を言うというのは酷ですよ。

これだけ意見が出たら、なかなか自分の本心でできるものではないです。

【井上主任】

会の意見としては、何かしら決定していただかないといけないです。

やむを得ない理由に該当しないと、原則原状回復になりますが、今回の事由がそこまでしないといけないのかということになります。追認するにしても、県に意見を出すという扱いになりますので、追認だけでも意見書に一言付け加えるということはできると思います。

完全に認めるか、原状回復命令まで出させるか、追認は認めるけど一言付け加えるかだと思います。

【塩見委員】

決めるというのは、全員一致ですか。

【井上主任】

過半を超えていればということになります。

【伊藤委員】

追認したら、県は許可を出すのですか。

【井上主任】

事前に申請者と県とで相談されておりまして、県の方は追認するから農業委員会の方で追認相当で意見を出してほしいと言われております。

【寺尾委員】

県はそこまでの権限がないでしょう。

【井上主任】

そうですね。県としてそこまでの権限はなくて、こちらとしての意見はまた別という話はして、今回の会に諮らせていただいた限りになります。

【寺尾委員】

でないと、農業委員会の意味がないでしょう。

【井上主任】

そういった話もさせていただいて、必ず追認できるとは限りませんという話はしております。

【寺尾委員】

どうしても壊せとは言ってません。もっといい案がないかなと思っています。

私も現地確認した際に、ここまでしているものを壊せというのは大変だなと思いましたが、本人の真偽がわかりませんから、事務局にお願いしたいと言っております。

【近藤（美）委員】

さっき言っていた行政書士は、全く関係ないと思います。

本人が土建屋と契約したらすぐしてくれますから。

あとは、新居浜市農業委員会がどうするかだと思います。こういった事案は、あとあと大変だと思います。

【横井委員】

架橋は改良区の許可を取っているのですよね。

そしたら、擁壁の問題だけですね。それを、本人が知っているかどうかですね。

【藤田会長】

原状回復するか、付帯条件をつけて追認するかになります。

付帯条件をつけて追認しますか。

【近藤（美）委員】

付帯条件というのは、どういう条件ですか。

【井上主任】

付帯条件としてつけるのならば、やむを得ない事由には該当しない但し、原状回復を求めるほどの必要性はないということぐらいになると思います。

【藤田会長】

これで意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、15ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項です。お目通しください。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これもちまして暫時休憩いたします。

15時20分から再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

皆さんお揃いですので、農政関係の議題に入る前に、農林水産課より「ジャンボタニシの被害と対策について」御説明いたします。

【農林水産課赤壁主任】

<ジャンボタニシの被害と対策について説明>

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

「農業委員会業務について（農政関係）」を議題といたします。

それではまず、「農地パトロールについて」事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

<農地パトロールについて説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、続きまして「活動記録簿について」事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

<活動記録簿について説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、続きまして、事務局から事務連絡がございます。

【中島係長】

<農業会議研修について>

【藤田会長】

以上をもちまして、第1回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員